

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人は上告趣意書と題する書面を提出したが、上告理由の記載がないから、不適法である。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項二号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四六年七月一五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	松	本	正	雄
裁判官	下	村	三	郎
裁判官	関	根	小	郷
裁判官	天	野	武	一